

子どもの権利を保障する面会交流を目指して —心理職に求められるもの

木 附 千 晶
青 木 智 子

1. はじめに

1) 日本における離婚の現状

日本では、離婚時に民法819条において、父母のいずれかが単独で親権を得る単独親権制度が定められている。2011年には、民法第766条改正により、父母が協議離婚時に定める「子の監護について必要な事項」に、養育費と面会交流の分担が示された。さらには、子の監護について必要な事項を定める際に「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とも明文化された。これにくわえ、離婚届出書には養育費及び面会交流の合意の有無のチェック欄が設けられることになった。この改正は、子の利益の観点からは、離婚後も別居親（＝非監護親、以下、これらを別居親と記述する）と子との間での適切な面会交流の実施および、養育費が継続して支払われることが重要であり、そのためには、離婚時にあらかじめ取り決めをしておくべきとする考えに基づくものである。

厚生労働省『人口動態統計』平成30年度版によると、離婚後の子どもの親権は、平成28年「妻が全児の親権を行う」106,314組（84.4%）、「夫が全児の親権を行う」11.9%、「夫妻が分け合って親権を行う」が3.7%であり、圧倒的に母親が親権を有するという日本の離婚の現状が理解できる。

共同親権が法制化されている国々では、子どもの実際の養育と経済面での分担

を取り決めないまま、離婚することはできない。しかしながら、日本の離婚の9割を占める協議離婚では、家庭裁判所などの司法はこれに関与しない。このため、夫と妻が離婚に合意し、親権者さえ明記されれば、養育費や面会交流の取り決めがなくとも離婚届は受理される。つまり、後の子どもの健全な発達に必要な面会交流や養育費についての取り決めや合意形成がなくとも、離婚は成立するのである。これについて、協議離婚制度の見直し、養育プランへの司法関与を保障する制度の構築、子どもの権利条約と適合した制度構築、面会交流規定の整備を図ることなど、現行制度の様々な問題点を指摘する向きもある（若林 2012）。

2) 面会交流と子どもの権利

では、離婚後の別居親と面会交流の実態とはどのようなものなのだろうか。厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、別居親と「現在も面会交流を行っている」のは、父子世帯の45.5%、母子世帯では29.8%にすぎない。面会交流が実現しない理由として、「相手と関わり合いたくない」「相手が面会交流を希望していない」「子どもが会いたがらない」など、いわゆる父母の都合と子どもの意思があげられている。調査からも、父母が離婚した場合、子どもは様々な理由で別居親との関係を断たれる傾向にあることが推測できる。

また、離婚によって親権者でなくなったもう一方の父母が、あきらめきれず子の親権を取ろうとする場合、子どもはさらに壮絶な父母の紛争に巻き込まれる。全国の家裁判所での子の監護に関する調停審判事件の新受件数は、平成22年の34,913件から、平成27年には43,466件にまで増加した。この背景について棚村（2012）は、未成年の子を持つ夫婦の離婚の増加、不母間の経済的力関係の対応化などを指摘しているが、いずれにせよ、離婚に伴う監護養育に関する紛争が複雑化し、より深刻な状態にあることが理解できる。

子どもの成長・発達のための国際的な約束事である子どもの権利条約の前文は、「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、子どもの成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し」ている。さらに、同条約9条「父母からの分離禁止」において、「子どもがその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、子どもの

最善の利益に反する場合を除いて、子どもが定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重」すべきとある。また、第18条「父母の第1義的養育責任に対する援助」は、「子どもの養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う」と示されている。

同条約が、子どもには家族および父母が必要という確固たる意思を示すのは、「子どもが、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、子どもが、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべき」（前文）であるためである。そのため国連は2005年に「乳幼児期（出生から8歳まで）における子どもの権利」に関する一般見解を出し（国連「子どもの権利委員会」2005）、12条「意見表明権」を「子どもがありのままの意見・欲求（アタッチメント行動を含む）を身近なおとなに表明し、それに適切に応答してもらう権利」と解釈した。12条「意見表明権」をこのようにとらえることで、子どもが愛され、完全なかつ調和の取れた人格へと成長できるよう保障したのである。つまり、父母の離婚後も子どもは愛される存在であることを自覚するため、さらには自身の健全な成長のためにも、何らかの形で父母との関わりを維持することが望ましいことが明示されている。

ひるがえって、日本の面会交流の判例や現状に目を向けると、子どもの権利は置き去りにされたまま「面会交流で別居親に会うと、現在の養育者である同居親（＝監護親、以下、これらを同居親と記述する）が動揺して子どもに悪影響が出る」、「面会交流の後、子どもが不安定になることがある」等とする理由から、裁判官や代理人などが「子どもの福祉に反する」と判断し、面会交流が困難となる、すなわち子どもと会うことを絶たれるケースが少なくない。また、これらのケースでは、既存の嫁姑問題や父または母の原家族との密着の問題、定年退職後の祖父母の「生き甲斐」に子どもが犠牲になるなど、日本独自の家族形態＝父母の両親（子どもの祖父母）や家族史が関係することもある。

父母の離婚の紛争に巻き込まれ、父母の一方に養育されることになる子どもが受ける影響とはどのようなものなのだろうか。子どもの成長や発達の視点から父母という存在を考える時に、その関わりの程度に差があるとしても、一方の親を

失うことは、子どもにとって大きな喪失体験であるに違いない。

これらの現状を踏まえて本稿では、面会交流を困難にしている要因や、面会交流が難しい子どもの環境、その心の一端を2つの相談事例を通して検討することで、日本社会が抱える面会交流の問題やその背景にあるものを探り、心理職の果たす役割について検討を試みることにする（木附・青木 2018）（青木・木附 2018）。

2. 事例に見る離婚が子どもに与える影響

1) 事例1：子どもの発達障害を理由とした面会交流の中断

201X年、母親が夏休み中の長男（当時8歳）と長女（当時6歳）を連れて実家に里帰りしたまま、父親のいる自宅に戻らず、201X+5年に離婚が成立した。父親との同居時には、母親が家事・育児をしなかったため、父親が子どもの日常の世話のほとんどを担っていた。同居中に撮影した写真などの様子からも長男・長女ともに父親に懐いていたことが伺い知れる。

ところが別居直後、母親は「父親はDV（ドメスティックバイオレンス）加害者である」と主張して（裁判では否定される）、代理人の協力を得てシェルターに避難したため、父親は子どもと会うことができなくなった。別居から1年が経過した201X+1年の面会交流審判で、月1回4時間の面会交流が認められ、父親と長男・長女は以後1年間、問題なく面会交流を行うことができた。

しかし、母親と母方祖父母およびその代理人は、①「しつこく攻撃的な父親は、母親が自宅に置いたままにしたパソコンのメールを見るなど、約束やルールを守らず、面会交流の前提となる父母としての信頼関係を破壊している」などと主張して面会交流を拒否し始めた。さらには、②「面会交流に立ち会う第三者（第三者機関）を見つけないことができない」、③「長男・長女が嫌だと言っている」、最終的には④「長男・長女は発達障害であるから、本人たちのペースでの面会交流を行うべき」という医師の診断書を裁判所に提出し、2年間にわたって完全に面会交流を拒否し続けている。

201X+6年5月、裁判所は、裁判官の指示に基づく調査報告書に依拠して、子どもの拒絶意思および発達障害を理由に201X+1年の審判を取り消し、面会

交流を全面的に禁止する新たな審判を出した。

父親は上記①～④は、すべて事実では無いとして201X+6年〇月、即時抗告を申し立てた。また、母親が面会交流をさせないこと（債務不履行）を理由に父親が起こした間接強制の裁判では、地方裁判所も高等裁判所も「面会交流は可能であるが父親のせいではないでいる」との見解を示した。

2) 事例2：双極性障害の母親

双極性障害の診断を持つ母親（40歳）と会社員の父親（45歳）は9年前に別居した。別居の主な要因は、家庭を顧みず仕事に忙殺されている父親とそれを不満とする母親の不和であった。長女（別居当時8歳）は、別居成立当初、幼い頃からほぼひとりで長女の世話をしていた母親と暮らしていた。しかし、別居後、母親の双極性障害の症状が悪化し、母親は入院を余儀なくされた。そのため長女は201X年+1年、児童相談所に3ヶ月入所した。児童相談所から母親の元へ戻す話し合い時に、父と父方祖父母が長女を引き取ると主張し、父親側に引き取られた。このとき父親は、「母親の生活が落ち着いたら長女を母親に返す。それまでは面会交流もきちんと行う」と約束したが、約束は果たされず、現在に至っている。父親は海外出張が多いため、実際には、父方祖父母が長女の世話を続けている。

別居前も同居当初も、長女は母親を非常に慕っていた。しかし、父方祖父母は「精神病であり、別居後に男性と交際するようなふしだらな母親に長女は育てられない。」「長女を立派に育て上げるのは自分たち祖父母の社会的使命だ」と主張し、長女が聞いている場所で平然と母親の悪口を言い、母親が長女と会うことを徹底的に邪魔してきた。一方、長女に会えず思い詰めた母親は、長女を待ち伏せして声をかけたりし、どうにかして長女を取り戻そうとした。こうして母親と父方祖父母と母親の葛藤は高まっていった。

母親と父方祖父母の狭間に置かれた長女は、次第に母親に対して拒否的になり、母親と会うこと（面会交流）を激しく拒絶するようになった。面会交流の調停や審判においては、父親と父方祖父母およびその代理人は、「子どもが面会拒絶の固い意志を持っているのだから、『子どもが会っても良い』というまでは、母親と子どもの面会交流は認めるべきではない」と主張し、調査官や裁判官はその主

張を是認した。母親はこの4年間、子どもに会えず、今後も母子交流の見通しは立っていない。

なお、2事例共に、協働する弁護士より心理面の支援について相談を受けたものであり、本人の理解を得たうえで、さらに本人が特定できないよう手を加えている。

3. 面会困難な理由

1) 会わせたくない父母—DV や家族間葛藤などの諸問題

家事事件における同居親の主張は、あくまで同居親の主観的な訴えである。また、裁判所は裁判を経て、別居親との面会交流のスタイルを決定するが、それは長期的な視点から「子どもの福祉」を考える時に、必ずしも望ましいものとは限らない。そもそも、面会交流や子の監護について裁判所で争う高葛藤事案は、父母間の信頼関係や十分なコミュニケーションはなく、いわゆる「子どもの奪い合い」という熾烈な紛争状態にある。

棚瀬(2009)は、日本の家事事件において、おとながその監護する子を別れた相手に合わせない気持ちを表示することで、裁判所もまたその同居親の心情に理解を示すことを指摘し、これを①子の福祉よりも同居家庭が尊重される傾向にあること(同居家庭で子が安定している、同居親の再婚により子どもが現在の生活に満足、定着しているなどの理由から子どもの心情や精神的安定に悪影響を及ぼす)、②父母間の高葛藤が子どもの負担になるなどが、面会交流を否定する判断に結びついているとしている。また、子の福祉といたしながら、③「子の意志」の法理、すなわち現在の同居家族では表明できないために抑えてきた別居親への思慕の念がないがしろにされているとしている。

たとえば、事例1に見るように、面会交流が困難となりやすいケースとして配偶者間の暴力(DV)事案がある。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、DV防止法)では、被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができ、これが認められれば加害者が被害者およびその親族、子どもへの6ヶ月間の接近禁止(15歳以上の子どもは本人の同意が必要)や電話等の連絡禁止などが認められる(更新可能)。つまり、合法的に少なくとも6ヶ月間、別

居親と子どもを引き離すことが可能になる。DV防止法の普及にともない、別居親と子どもの関係を絶つための理由に、DVをあげるケースが多くみられるようになった。また、一方がDV被害者であると主張し、もう片方は身に覚えがないとするケース、いわゆる虚偽DVが疑われるものも少なくない。さらに、近年では、精神病理、発達障害などを理由とするものが増加傾向にある。

これらの事案に基づき、子に対しても精神的なダメージを与え、現在も子がそのダメージから回復できていないような場合には、面会交流が子の心身に重大な悪影響を与えることを危惧し、面会交流を禁止・制限すべき事由となる。また、同居親が別居親によるDVで、PTSDを発症し、面会交流を行うと症状が悪化して子に対して悪影響を及ぼすことが認められるときも、面会交流を禁止・制限すべき事由に当たると解される。しかし、最近では、DVがあったからといって一律に禁止・制限すべき事由に当たるとは言えない、子が望んでいる場合もある、などとして、第三者機関が関与することで面会交流を実現する可能性を検討すべき（水野・中野 2015）とする向きが強い。

もちろん、DVはあってはならず、被害者の安心・安全は守られなければならない。しかし、前述した子どもの権利条約12条の立場に立てば、たとえ家庭内にDVがあったとしても、それが即時に子どもから片方の父母を取り上げて良いということにはならない。近年、両親間のDVの目撃が「面前DV」として子どもの心理的虐待に含まれるようになり、「子どもを加害者である別居親に合わせるべきではない」との主張も散見される。しかし、面前DVは加害者・被害者両方の存在があって成り立つものであり、子どもにダメージを与えているのは加害者だけとは限らない。

これにくわえ、別居親との面会交流を拒む理由を考える時に、両親双方の背後にいる原家族との関わりも見極めも重要な意味を持つ。子どもを抱え込み、別居親を排除しようとする同居親の多くが、離婚後、両親（特に母親、子どもにとっての祖母）や兄弟姉妹の援助（経済的援助のみならず実家で生活するなど）を受けている。面会交流が困難なケースでは、援助者であるこれら親族が、面会交流に否定的なことがある。たとえば、もともとの嫁—姑、婿—姑の間の不和、両親がそれぞれの父母（子どもの祖父母）と密着関係にあるなど、「原家族」の問題が離婚や別居を通して、顕在化するかたちで面会交流になんらかの影響を及ぼす。

すでに社会的にリタイアした同居親の父母（子どもの祖父母）の存在は絶大でもある。定年退職後、祖父母が老後の生き甲斐のごとく孫育てに没頭し、別居親を遠ざけようとすることも少なくない。事例2は、その典型例と言えるものであろう。

欧米諸国では、父母同士が高葛藤状況に置かれていたとしても、離婚問題に關与する法律、心理学、福祉などの関係諸機関が連携し、別居親と子どもの定期的な交流面接の継続が検討される。たとえば、別居親によるDVの加害者であっても、子どもに直接的な危害を及ぼす危険性が低いと査定された場合には、各種加害者プログラムの受講を義務付けた上で、面会交流が「監督つき」で実施される。そのため、面会交流仲介者の訓練教育システムや監督つき面会交流のガイドラインが、具体的な実務上の問題に踏み込み詳細に用意されている（青木 2011）。これは、父母を教育し、監督者等をつけることをしてでも、子どもとの関わりを維持するという取り組みである。

日本でもまた、裁判所は、離婚などで当事者間に争いがある場合、同居親が別居親からのDVや精神的虐待などを主張している場合には、別居親の主張を認めて第三者機関の利用を是認する傾向にある。第三者機関とは、面会交流における付添い、引き渡し・受け渡し、連絡調整などを行うFPIC（公的社団法人 家族問題情報センター）などの民間団体である。2014年に初めて公的な試みを開始した明石市は、離婚届を受け取りに来た者へ、養育費や面会交流等についての取り決めを書き込む参考書式を配布、こども養育専門相談や面会交流支援を行っている。あわせて民法766条の改正に伴う施策として、同居親、別居親共に児童扶養手当受給相当額年収である場合には、公的支援により無料で面会交流支援が行われることになった（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法平成24年法律第92号）。いずれにせよ、子どもの福祉が優先され、個々のケースのみならず、日本の文化や家族関係を配慮した望ましい面会交流のスタイル、より良い養育プラン・プログラムの開発・検討が望まれる。

2) 「会いたくない」という子ども

たとえば、子どもが、共に暮らす母親に「お父さんにはもう会いたくない」といった場合、母親は「子どもが会いたくないと言っている」ことを理由に面会交

流を中断、実施しないことがある。子どもが別居親に会いたくないと主張する時に、①子どもが別居親に虐待されていた、夫婦間暴力を目撃していた、②父母の離婚による混乱、不安にある場合には「会いたくない」とする反応は自然であると考えられる。しかし、③子どもが、別居親と離れて暮らすようになってからほとんど、あるいは全く交流していない、④子どもが、別居親に対する罪悪感や両親への忠誠心の葛藤にさいなまれることなく、別居親を非難し毛嫌いする、というように、③④の場合は、同居親が自分の願望、つまり、子どもを別居親に会わせたくない気持ちに基づいて、子どもをコントロール、支配している可能性がある（小田切 2017）。

親権や面会交流を争う父母の葛藤の間に立たされることになる子どもは、同居する父母に見捨てられないためにも、同居親が言って欲しいこと、して欲しいことを敏感に感じ取り、それを生きてしまう。それらの背後には、同居親（もしくはその家族）から別居親の否定的なイメージの刷り込みがあることが少なくない。それは同居親が意図的に行うものだけに限らない。同居親が極端に別居親を嫌悪していることが、日常生活や同居親と周囲の人々との会話、調停や裁判などの争いを子どもが知るなどの「ゆるやかなかたち」で子どもに伝わるということでも起こる（柵瀬 2010）。その結果、事例2に見るように、同居親が別居親を批判すると、根拠がなくとも反射的に同居親をサポートし、別居親のことを「あの人」と呼ぶ、贈られたプレゼントの受け取り拒否など、残酷な言動を繰り返し、それらの非難や敵意は別居親のきょうだいや父母（子にすれば祖父母）にまで及ぶことがある。

アメリカでは、1980年代頃から、結婚中は良好な関係にありながら、両親の離婚後、子どもが別居親に対してあからさまに敵対心を示す、面会交流を拒否する現象が問題とされてきた。当初、Wallerstein と Kelly は、怒りに満ちた同居親と白黒はっきりさせる年代の子どもとの病理的な同盟の結果であるとしていたが、後に Gardner が片親疎外という言葉で説明し、広く知られるようになった（柵瀬 2007）。また、アメリカ司法省女性に対する暴力への対策局（Office on Violence Against Women）は、子どもとの関係を妨害すること、すなわち、片親疎外をパートナーに対する情緒的虐待とも定義している。

さらに、離婚をめぐる父母は、相手方との感情的な対立の決着を直ちに裁判に

持ち込み、大げさな申し立てやでっちあげを子どものためとする大義名分で戦い、結果として子どもは父母の犠牲となって深く傷つくだけでなく、後にさまざまな問題を生じさせる。アメリカでは、これらの状況の施策として、共同養育制度が整備されたという経緯がある（青木 2013）。このように「子どものため」と称して延々と法廷で争い続けるこのような父母は「争い依存性」とも揶揄される。

事例2は、調停における主な目的が別居親との切り離しに向けられ、本来良好であった父親との関係が絶たれると共に、「子どもが面会拒絶の固い意志を持っているのだから、『子どもが会っても良い』というまでは、母親と子どもの面会交流は認めるべきではない」とする裁判結果に結びついている。仮に子どもに別居親に対する思慕があるとしても、同居親らへの子どもの貢献が、面会交流や別居親との関わりを妨げ続けるであろう。また、父母の紛争でありながら、後の面会交流は「子どもの意思」に丸なげされてもおり、果たして子どもは会わせたくないとする父母の呪縛から逃れて、別居親との交流を実現することができるのか疑問が残される。

これにくわえ、近年、「子どもの意思の尊重」すなわち子どもの権利条約12条意見表明権を全面に出し、「子どもが別居親と会いたくないと言っている」として、面会交流を拒否するケースが増加している。このような主張を同居親およびその代理人、家庭裁判所までもが鵜呑みにし、「子どもが会いたい意志を示すまで面会交流は保留にせよ」という判断に結びつくこともある。しかしこれは、12条の解釈を矮小化していると言わざるを得ない。たしかにこれまで12条「意見表明権」は、子ども未熟論を克服して権利行使の主体性を保障するために、条約13条「表現の自由」などととも市民的自由の系譜に属すると理解されてきた。したがって、子どもの表明した意見の内容それ自体を尊重すること（限りなく自己決定権に近づく）や、子どもが社会に参加する権利の保障がこれに該当することになる。しかし、それではいまだ未熟な子どもに対し「自分で決めたのだから、自分で責任をとりなさい」という、早期の自立を促し自己責任を問うという残酷なものとなるうえ、新生児は行使することができない（木附 2018）。このような観点から、今一度、12条「意見表明権」を見直せば、その「意見（views）」が、新生児でも表明できる欲求やアタッチメント（＝愛着）行動や非言語的な態度や行動をも含むことは明らかである。こうした事実を認め、国連は2005年に「乳幼

児期（出生から8歳まで）における子どもの権利」に関する次のような一般見解を出し、12条に「子どもの成長発達には、子どもが外界に働きかけていく力（主体性）を尊重し、実現してくれる父母および専門家（保育士や教師など）との人間関係（受容的な応答関係）が不可欠であること」を確認し、それを実現するための具体的な権利として、子どもの権利条約第12条の「意見表明権」を「子どもがありのままの意見・欲求を身近なおとなどに表明し、それに適切に応答してもらう権利」とする新たな解釈を加えた（国連「子どもの権利委員会」2005）。この国連の視点に立てば、「子どもの意思の尊重」とは、現に表明された意思の内容をそのまま実現できるよう、手助けすることではない。もしそれが意見表明権の行使だというのであれば、それは「自己決定」を促す権利（自己決定権）になってしまう。

福田（2018）は、意見表明権と自己決定権はまったく違うものとして、「前者は、子どもの表出している欲求や願望や苦悩に無条件で寄り添ってもらうことによって、身近なおとなどの間に自己肯定感と共感能力を醸成するために不可欠な『受容的な応答関係』をつくる権利としている。これは生存権の系譜に属する成長発達権といえるのに対して、後者は市民的な系譜に属する自由を確保するための自由権や社会に参加する権利である。また、前者は成長発達のプロセスでの主体性を保障するのに対して、後者は市民社会の中での主体性を保障するものである」と述べている。これら12条の解釈に基づいて、「子どもの意思」を勘案するのであれば、たとえ子どもが「別居親に会いたくない」と言ったとしても、「だから別居親に会わない方が良い」とみなし、成長・発達の土台となるべき父母を子どもから奪うのではなく、本来、子どもが愛し・愛すべき父母に「会いたくない」と言わざるを得ない状況・環境を変化させ、子どもが両親双方と「受容的な応答関係」を築けるよう、援助するべきだと考えられる。

4. 面会交流のもたらすもの

子どもの最善の利益を実現するうえで重要とされる養育環境について、片山（2018）は、代理人の視点から①父母とのアタッチメント（アタッチメント）、②監護者の良質な養育、③経済状況や転居を含めた養育環境の安定性、④両親間

の争いや暴力からの保護をあげている。一方で、本田・遠藤・中釜（2011）は国内外の離婚研究をレビューし、日本において離婚と子どもの発達についての縦断研究や一般的傾向を探る量的研究がなされていないことを指摘している。

離婚後の親子の関わり、すなわち面会交流が子どもの健全な成長を促すことは、多くの実証的研究で確認されている。青木（2011）は、Wallersteinら（1975、1980、1985、1989、2000）による父母の離婚を経験した子どもたちの25年以上に及ぶ追跡調査研究が、別居親と定期的に面会交流を持ち続けた子どもたちが離婚後の生活によく適応し、心理状態が良好であったと説明する。Bauserman（2002）もまた、離婚後の共同養育と単独養育の比較研究（33研究）のメタ分析から、「全般的な適応」「情緒面の適応」「行動面の適応」「対人関係」「家族関係」「自己肯定感」「学業成績」「離婚に対する認識」など複数の項目で、単独養育よりも共同養育で育った子どものほうに適応度が高いことを明らかにし、Amato（1991、1993、2001）の研究から、経済的安定（養育費）の程度と元夫婦の協力の程度が、父母の離婚を経験した子どもの適応度に決定的な影響を与える要因ではないかと考察したうえで、「養育プラン」の重要性を示唆している（青木 2011）。

日本においては、面会交流の有無が子どもに与えた影響に関する研究は数少ないが、25名の大学生を対象とした質的研究（藤田 2016）は、離婚後も父母の紛争が継続し、子どもが巻き込まれ、父母の愚痴の聞き役など両者の調停役となり非常に強い心理的ストレスにさらされたことを明らかにした。また、父母が離婚した10～18歳までの212名を対象とした調査（後藤・青木・益子 2013）では、監督親が別居親の誹謗中傷を口にしたことを聞いたことがあるかとする質問に、面会交流実施群が28.2%のみであるのに対し、非実施群は91.1%という結果を得ている。このことから、別居・離婚後の面会交流の有無およびその決定には、父母の子どもに対する養育の姿勢や父母としての協力が反映されていると推測できる。

こうした結果は、青木（2011）の別居親と面会交流をしていない子どもは、「自己肯定感」が低くなり、「父母和不全」が高くなるという研究結果とも重なる。たとえば父母の離婚を経験した子どもであっても、別居親と面会交流を続けている場合、両親のそろっている家族の子どもと比較して「自己肯定感」および「父母和不全」の得点に差が生じないとする結果からも、面会交流の重要性がうかがえ

る。

一方、DVを行ったとされる父親との面会交流を行っている子どもは、実施していない子どもと比較して、ひきこもりや抑うつなど、精神的問題、行動上の問題を抱えやすいとする研究がある (kita 2017)。しかしながら、「面会交流を行っている子ども」19名 (対象群30名) と父親との面会交流実施は平均年2.2回にすぎず、DVをしていた (と母親が訴える) とされる父親との引き離しからの平均年数は6.9年である点に注目すべきである。数回の面会交流が、ひきこもりや抑うつのリスクを高めるとは考え難く、面会交流以外の因子もしくは、実施回数の少なさが子どものネガティブな感情を引き起こしたとみなすのが妥当であろう。

1) アタッチメントと発達

父母の離婚は子どもにとって対象喪失の経験でもあり、Bowlby (1976) は、経験者は悲哀のプロセスとして、ある一定の心的過程、すなわち対象喪失の後、はじめに失った対象への思慕の情が募り再会を願い、その後、悲嘆、絶望、怒り、相手に対するそれまでの仕打ちをめぐって悔みや償いの気持ちをたどると考えた。離婚を経験した子どもの研究に詳しい野口 (2012) は、養育者からの情緒的な見捨てられ感は、子どもの自己愛の損傷となる場合が多く、子どもは父母への怒りを内在化するとともに、自己を守る手段として自分の感情を抑える手段をとると説明している。たしかに、父母を失ったこと＝アタッチメント対象の喪失における子どもへの影響は計り知ることはできない。

面会交流調停・審判事件 (認容・成立) の子の年齢別の割合は、平成21 (2009) 年に0～5歳：43.4%、6～9歳：34.0%、10～14歳：19.6%、15歳以上：3.0%と、9歳までが全体の77.4%を占めている。面会交流調停・審判事件 (認容・成立) と養育費調停・審判事件 (認容・成立) における子の年齢分布では、面会交流調停・審判事件 (認容・成立) は、3～7歳の比率が高いのに対し、養育費調停・審判事件 (認容・成立) についてはほぼ同じような比率で推移し、16歳頃から比率が低下していることがわかる (棚村 2011)。

父母の紛争が子どもの発達に与える影響という視点から子どもの発達を論じた松谷 (2014) は、生後から3歳までは、生理的に生きるために必要であるケアをしてくれる者、すなわち養育者との2者関係が重要であると主張する。さらに、

5歳までの子どもは、幼稚園や保育園に通い始め、縦の父母子関係のみならず同世代の者との横の関係を体験する。ここでは、競争と協調が中心となり、生後以降の母親との関係で得られた安心感がどれだけ子どもの中に根付いているかが重要になる。6～8歳では、おとなへの忠誠心が高まり、離別や死別などを体験した子どもは、「自分が原因ではないか」と感じるようになる。この時期の子どもは、他者の欲求、要望を先取りして応えたりすることがある。9～10歳では、言葉の基本構造が完成し、価値観の原形ができあがるとされる。子どもには、その発達段階に応じた養育者と関わりが求められる。しかしながら、多くの場合、子どもは父母の離婚と相手方との感情的な対立を含む紛争に9歳頃までに巻き込まれており、適切なアタッチメント形成がなされるか否かの点で問題が残される。アタッチメントが十分に形成されていたか、どの発達段階で父母の離婚に遭遇したかにより、子どもが受ける影響も異なると推測される。

アタッチメント理論は、とくに乳幼児期の子どもは発達段階に応じて、父母すなわち養育者と健全なアタッチメント関係を形成することが、自己肯定感や基本的信頼感の醸成に不可欠であり、それらが将来にわたって健康な精神状態や幸福感、心理社会的適応性に影響をもたらすとする考え方である。さらに、子どもはアタッチメントの対象である養育者を安全基地として、さまざまな探索行動を行う。失敗してもまた安全基地に戻り、その時の父母の反応は、アタッチメント行動の様式の発展を促進する。さらにアタッチメントは、後年の内的作業モデルの形成を促し、個人の感情や信念、期待をつくり上げる。内的作業モデルは、その者の対人関係における認知・感情・行動に選択的にバイアスをかける。いいかえれば、離婚による子どもの喪失体験は体験に伴う傷つきだけでなく、後の子どもの対人関係や信頼感、生きることそのものの価値観にも影響を及ぼすことにもなる。

一方で、Bowlby (1963) は、主な養育者から赤ん坊を分離することで有害な結果が生じるのは、分離自体によるものより、分離および再会の条件によるところが大きいと強調する。これは、父母の離婚が子どもにわかりやすく伝わり、両親の子どもへの愛情に変わりはなく、高葛藤状態の原因が子どもにあるのではないことなど、子どもを紛争から守る姿勢、すなわち環境の整備が重要になることを示すものであろう。

アタッチメントや育ちの問題では母親が中心に論じられがちだが、無論、父親との関係も重要である。Farrell (2017) は、26年に及ぶ父親の育児参加についての研究から、父親が子どもと過ごした時間の長さは、おとなになったとき共感能力の強力な予測因子の一つであると明らかにした。秋光・村松 (2011) も、たとえ短い接触時間であっても子どもと積極的にコミュニケーションをとり、愛情表現や子どもの自立に向けた支援を行うことで、父親が子どもの社会性の発達を促進しようと明らかにしている。

5. 心理職に求められるもの—おわりに

ここでは、筆者ら心理職が面会交流支援団体や面会交流事案を扱う代理人とも連携するなかで、同居親、別居親、その狭間に置かれた子どもの事例や面接を通して感じたことを中心に論じることとする。

何よりも重視したいのは「子どもの意思」の解釈である。われわれが関わってきた大半のケースは、同居親が別居親との相談も許可もないまま、一方的に子どもを連れて家を出たというものである。こうしたケースの場合、調停や審判等で面会交流や養育費支払いに関する取り決めが交わされていたとしても、両親の高葛藤状態が原因となり、決められた通りに実施できないことが少なくない。

先の事例にも見られる通り、両親の高葛藤状態の渦中に置かれ、それによって別居親と会わない期間が生じると、子どもが別居親への拒否感が生じやすくなる。筆者が同居親を担当したケースでは、当初は「父親と会いたい」と言っていた長男(当時5歳)が、別居後わずか2週間で「父親が怖い。二度と会いたくない」と訴えるようになったことがある。離婚を体験した子どもの多くは同居親のパートナーになる。子どもは、同居している親に捨てられると天涯孤独になるため、今いる父母を助けようと、同居親の欲望を自らのものとして引き受ける。その結果、自らの人生を生きられないということが生じる(松谷 2014)。こうした状況は、すでに「子どもの意思の尊重と子どもの権利条約12条意見表明権」にある、子どもの成長・発達に不可欠な「受容的な応答関係」が破壊される危機的な状況であることを認識し、子どもに生じていることを見極めながら、心理支援を検討すべきであろう。言い換えれば、心理職が父母の高葛藤状態を低減させ、子ども

の福祉の重要性に気づきをもたらす必要がある。

また、面会交流の拒否を望む同居親およびその親族、代理人らは「子どもの拒否意思をくみ取り、別居親に会うことが子どもにとって有害である」との見解を期待し、心理職との面談に臨むことが少なくない。一方、心理職は別居夫婦あるいは離婚夫婦の一方をクライアントとして会うことになる。この時、心理職が、クライアントから相手に対する一方的な見解を聞かされ、クライアントの気持ちに共感する結果、クライアントの相手に対する認知の歪み（離婚による傷つきがもたらすもの）を修正することなく、来談時よりも強化し、相談を経るにしたがって、当事者の葛藤をエスカレートさせてしまうことがある（棚瀬 2007）。

子どものニーズや家族のダイナミックスに対する知識がないまま、そうした父母側の論理に巻き込まれて助言することなどが無いよう、常に子どもの福祉の視点に立ち続けることはきわめて重要である。それを実現するためには、家族メンバーひとりの主張だけを信じ、一面的な見方をしない配慮が求められる。目の前にいる同居親、別居親という存在を越えて、その背後にいる原家族や家族メンバーからの影響、家族のダイナミックスも含む、家族機能・家族療法的（無論、家族療法にもさまざまな理論があるが）な視点が求められよう。あわせて、離婚をめぐる子どもへの支援など、司法や行政、医療、福祉についての知見が不可欠であるともいえるだろう。今後も子どもの権利を見据えた、心理職としてのさまざまな支援について検討したいと考える。

引用文献

- 青木聡 2011 面会交流の有無と自己肯定感／父母和不全の関連について カウンセリング研究所紀要34 5-14
- 青木聡 蓮見岳夫 宗方充 共同親権運動ネットワーク編 2013 子どもに会いたい父母のためのハンドブック
- 青木智子 木附千晶 2018 面会交流を困難にしている要因と片親疎外 日本カウンセリング学会第51回大会発表論文集 74
- 秋光恵子 村松好子 2011 父親の関わりが児童期の社会性に及ぼす影響 兵庫教育大学研究紀要 第38巻 51-61
- Bowlby, J. 1963 "Pathological mourning and childhood mourning." In R. V. Frankiel (Ed.), *Essential papers in psychoanalysis. Essential papers on object loss*. London: The Hogarth Press. (ポウルビィ, J. 黒田実郎・大羽葵・岡田洋子訳 1991 Ⅲ 対象喪失(母子関係の理論) 岩崎学術出版社)
- Bowlby, J. 1976 *Attachment: Attachment and Loss vol. 1*. London: The Hogarth Press. (ポウルビィ, J. 黒田実郎・大羽葵・岡田洋子訳 1991 新版・母子関係の理論Ⅰ: アタッチメント行動 岩崎学術出版社)
- 藤田博康 2016 父母の離婚を経験した子どもたちのレジリエンス: 離婚の悪影響の深刻化と回復のプロセスに関する「語り」の質的研究 家族心理学研究30 1-16
- 福田雅章 「面会交流審判に対する抗告事件(平成30年(ラ)第118号)に関する札幌高等裁判所への抗告理由補充書兼準備書面(1)」(46頁、2018年8月10日)
- 国連 2005 「子どもの権利委員会」 一般的注釈第7号 14、16
- 厚生労働省 人口動態統計速報 平成30年度版
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2018/06.html> (2018年10月1日 閲覧)
- 厚生労働省 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html> (2018年10月1日閲覧)
- 公的社団法人 家族問題情報センター <http://www1.odn.ne.jp/fpic/> (2018年10月1日 閲覧)
- 後藤富士子 青木聡 益子行弘 2013 離婚による父母子引き離しの問題点と共同親権の可能性: 法と心理学の対話(法と心理学会第13回大会ワークショップ) 法と心理 13(1) 76-81
- 本田麻紀子 遠藤麻貴子 中釜洋子 2011 離婚が子どもと家族に及ぼす影響について—援助実践を視野に入れた文献研究 東京大学大学院教育学研究科紀要 51 269-286
- 片山登志子 2018 良質で円滑な面会交流の継続的実現に向けた多様な支援の必要性～離婚後の父母の生活の変化、そして子の成長をふまえた面会交流支援のあり方を考える～ 養育費相談支援センター 公益社団法人家庭問題情報センター 91-106
- Kita Schiko, Megumi Haruna, Miku Yamaji, Masayo Matsuzaki and Kiyoko Kamibepu. 2017 "Associations of Mental and Behavioral Problems among Children Exposed to Intimate Partner violence Previously and Visits with Their Fathers Who Perpetrated the Violence." *Open Journal of Nursing*, vol. 7, no. 3: 361-377
- 木附千晶 2018 子ども力を伸ばす 子どもの権利条約 アタッチメント理論をベースに12条「意見表明権」を問い直す 児童福祉法および民法の改正から見る権利条約 第一部 アタッチメント理論をベースに12条「意見表明権」を問い直す 平成国際大学教

- 職支援センター紀要 教職研究3号 23-31
- 木附千晶 青木智子 2018 面会交流を困難にしている要因と諸問題 日本カウンセリ
ング学会第51回大会発表論文集 p p 73
- 松谷克彦 2014 父母の紛争が子どもの発達に与える影響—離婚、面会事件における留意
点 LIBRA vol. 14 2014/1 東京代理人会 4-21
- 水野有子 中野晴行 2015 第6回面会交流の調停・審判事件の審理 東京家事事件研究
会編 家事事件・人事訴訟事件の実務～家事事件手続法の趣旨を踏まえて～ 法曹会
194
- 野口康彦 2012 父母の離婚を経験した子どもの精神発達に関する研究—学生と成人を対
象にして— 風間書房
- 小田切 紀子 2017 父母の離婚を経験する子どもの発達に大切なこと 共同養育と子ど
もの意思の尊重 <https://www.blog.crn.or.jp/report/02/235.html> (2018年10月1日閲覧)
- 棚瀬一代 2007 離婚と子ども—心理臨床家の視点から 創元社
- 棚瀬一代 2010 離婚で壊れる子どもたち 心理臨床家からの警告 光文社新書
- 棚村政行 2011 父母子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書 法
務省
- 棚村政行 2012 子どもと法 日本加除出版
- 棚村政行 2015 離婚前の子どもの養育に関する取り決めに促すための効果的な取組に関
する調査研究事業報告書 厚生労働省
- 若林昌子 2012 面会交流事件裁判例の動向と課題—父母の共同養育責任と面会交流の権
利性の視座から— 法律論叢 第八五巻 第二・三合併号 387-411
- Warren, Farrell, Richard C. Koestner and Frana, J. Weinbeger. 1990 “The family Origins of
Empathic Concern-A Twenty-Six-Year Longitudinal Study” *Journal of Personality and
Social Psychology*, vol. 58, no.4 (April): 709-717 (久米泰介訳 2017 ファザー・アンド
・チャイルド・ユニオン 社会評論社)